

本年度の改正において、役員の賞与も損金処理できるようになりました。但し、事前に報酬と賞与の金額、時期等を税務署に届け出ておかななくてはなりません。また、この届出どおりに支払いも実行する必要があります。※この届出を出すことは、非常勤役員に出す年一回の報酬の基準を示すことにもなり、税務調査等での資料提供にもなります。それが嫌ならば提出のご検討を！また、今年から株主総会後の報酬金額変更は、前月に遡って増額することは認められません。変更後から定額に支払う必要があります。(2006.6.29)